

# 株式会社チャンネル・ユー 有線テレビジョン放送契約約款

株式会社チャンネル・ユー（以下「当社」といいます）と、当社が行う業務の提供を受けるもの（以下「加入者」といいます）との間に結ばれる契約（以下「加入契約」といいます）は、次の条項によります。

### 【加入者の定義】

- 基本契約とは、同一敷地内で生計を一つにする世帯との契約をいいます。
- 一棟契約とは、同一敷地内にある複数世帯の賃貸住宅またはその住宅の所有者、居住者の代表またはその代理となる者が、その居住内の全部または一部の世帯分を一括して契約するものをいいます。

### 第1条（当社のサービス提供）

- 当社は、当社が総務省に登録した業務区域内の加入者に対する業務を提供します。
- テレビジョン放送の同時再放送サービス、ならびに当社による自主放送サービス。
  - インターネット放送の同時再放送サービス。
  - 上記業務に付帯するサービス、または当社が加入者に提供するその他のサービス。

### 第2条（契約の単位）

当社は加入者引込線（以下「引込線」といいます）1回線ごとに1つの加入契約を締結します。ただし、加入契約の形態によっては、引込線1回線に複数の加入契約を締結する場合があります。加入契約の単位は契約の申し込みを加入者より行います。

### 第3条（契約の成立）

加入契約は、加入申込み者による契約約款、別途説明事項を承認し所定の申込書に必要事項を記入の上、当社に申込み、当社が承諾した時に成立するものとします。但し、次の事項に該当すると判断した時は、加入申込みを承諾しないことがあります。また、承諾後であっても承諾の取消を行う場合があります。

- 加入申込み内容に虚偽の記載があること。
- 加入者の料金等の支払いは滞りが発生すること。
- 加入者のサービス提供が技術的な理由などで困難と判断したとき。
- 加入者の業務に害しい支障があるとき。
- 加入申込み者が未成年であり、法定代理人の同意を得ていないとき。
- 加入契約に該当すること。

### 第4条（加入金）

加入者は、別に定める料金表の加入金を定められた期日までに当社に支払うものとします。

### 第5条（初期契約約款）

加入者は、業務提供を受けた月から別に定める料金表の利用料を原則として毎月、定められた期日までに当社に支払うものとします。

### 第6条（最低利用期間）

加入者は、前項の最低利用期間内に、契約の解除があった場合は、当社が定める期間までに、別表に定める解約料負担金を支払っていただきます。

### 第7条（料金等の支払方法）

加入者は、別に定める料金表に従い、定められた期日までに滞りなく（支払うものとし、原則として当社が指定する銀行口座振替で継続的に支払っていただきます。但し、加入者ごとの合意に基づきその支払方法で行う場合はこの限りではありません。）、当社は、原則として加入者の引込線に請求書及び領収書の発行は行わないものとします。

### 第8条（施設の設置及び費用の負担）

当社は、本施設における放送センターからクローゼットまで設置に必要な費用を負担します。加入者はクローゼットの引込端子から受信機までの設置に必要な費用を負担していただきます。但し、地下埋設、鉄筋コンクリートの穴あけ等加入者敷地内及び市内の特別工事を行う必要とする場合は、加入者はその費用を負担します。

- 加入者は、引込設備及び設置端末機器の電気を用意し、その費用を負担するものとします。
- 本施設の設置工事は当社、または当社が指定する工事業者が行うものとします。
- 当社は、次の事項、または上記に類しない原因により発生した損失または損害については責任を負わないものとします。一 当社がサービスを提供した際に発生した、クローゼットから受信機までの加入者の施設に起因する事故の場合。
- 地震、突如発生した降雷、落雷、土砂崩れ、火災、その他当社の責任に類しない原因で発生した事故が生じた場合。
- 電力会社からの給電が受けられず当社に設備が壊れ発生した事故の場合。

### 第9条（設備の取扱い）

加入者は、引込線の設置工事に際して、予め地主、家主、その他利害関係者の承諾を得ておくものと、後日苦情が生じた場合でも、当社はその責を負わないものとします。

### 第10条（費用の徴収）

加入者は、当社が行う施設の調査、修復等を行うために、加入者の敷地、家屋、構築物の立ち入りについて協力（便宜）を提供するものとします。

### 第11条（故障）

当社は、加入者からサービス提供の受信に異常の申し出があった場合は、これを調査し必要な措置を講ずるものとします。

### 第12条（変更等）

加入者は、契約内容との届出内容と異なる項目が出てきた場合は、直ちに当社に届け出るものとします。

- 加入者は、設置場所の変更が生じた場合、直ちに当社に届出を頂きます。当社が総務省に登録した業務区域内において、当社の承諾を得たうえで、変更することができるとなります。
- 加入者の異動が生じた場合は、当社の承認を得て加入者の各義変更を行うことが出来るものとします。

### 第13条（定めなき事項）

加入者は、契約内容に定めのない事項、あるいは疑義が生じた場合は、お互いに信義誠実の原則に立ち、円満に解決に当たるものとします。

### 第14条（約款の改正）

この契約約款は総務大臣に届け出た上で予告なく改正することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款になります。

### <付則>

- 当社は特に必要がある場合は、この約款に特約を付することができるものとします。
- この約款は、2022年4月1日より施行します。

一 相続、または法人の併合の場合。

二 変更未定の加入者は、加入者の設置場所、債務などをそのまま引き継ぎ、加入権利を継承することを届け出て頂きます。当社はその後継者による契約約款は各義変更を受け付けます。

### 第12条（加入契約の解除）

加入者が加入契約を解除する場合は、直ちに当社にその旨を書面により申し出るものとします。

- 利用料の支払いについては、解約を申し出た月迄の利用料を支払って頂きます。
- 加入者は、すべてのサービス解除する場合、料金金庫等の引込設備に依存する工事費用を当社に支払うものとします。また、V-O-N Uが貸与品の場合は、当社に返却するものとします。なお、当社に返却が無い場合は、当社に既定の機器損害金を請求します。
- 解約については、解約の旨を記載した書面を提出した月の末日を解約日とします。
- 当社は、第5条（利用料）に定める利用料の支払義務を3ヶ月経過後に発生した加入契約については業務停止ができるものとします。また支払を滞通してその状況が解消する確信を得て改善の意思が認められないと判断した加入契約については指定する期間が経過した後、加入契約を解除するものとします。
- 当社は、加入者がこの契約約款に違反する行為があったと認められた場合は加入者への催告の上、または加入者都合により当社が加入者に対する催告が到達しない場合は通知催告なしに、サービスの提供を中止し、日本放送協会株式会社（以下「放送協会」といいます）の場合、加入者はこの加入契約による権利を失うものとします。また、この契約の提供停止、N H K 日本放送協会株式会社「チャンネル・ユー」等の支払い等の損失または加入契約により、加入者は権利を侵害するものとします。
- 当社は、理由の正当性を認めずサービス提供を中止したり、もしくは、加入契約を解除したことにより加入者が加入以前の状態に復帰しようとする場合は、一切の責を負うこととします。

### 第13条（初期契約約款）

加入者は、その加入契約内容を記した申込書の写しの受領日から8日間は放送法第150条に定められた解除制度に基づいて加入契約の解除（以下「初期契約約款」といいます）を行うことができます。初期契約約款は、前条（加入契約の解除）を適用する初期契約約款の通知があった日が解約日となります。但し、加入者が別に定める料金表の工賃、利用料、契約の締結した日利用料の対価請求が出来るとはなりません。

### 第14条（セフトトップボックス）

S T Bは、加入者が当社から購入したものとします。

- S T Bの取付工事は加入者の責を負担となります。
- 加入者は、当社のサービスに関するソフトウェア作業の実施に同意して頂きます。
- 経年劣化や故障に伴いケーブルの買い替え等の費用は加入者の負担となります。
- 加入者が当り購入したS T Bの保証期間は購入の日から1年です。但し、S T Bを本来の使用法に従って使用しなかった場合はこの限りではありません。

### 第15条（C A Sカードの取扱い）

当社は、契約を締結したC A Sカードを発行します。

- B - C A Sカードに関する取扱いについては、株式会社ユー・コネジショナルアクセスシステムズ「B - C A Sカード使用許諾契約約款」に定めるところによります。
- 解約時はC A Sカードをすみやかに当社に返却して頂きます。また、当社は、加入者がC A Sカードの返却を請求することができるものとします。
- 加入者の故障または盗難によりC A Sカードを破損、紛失した場合には、当社はこの措置を加入者に請求するものとします。この行為により当社及び第三者とぼられた損害・利益損失については加入者を全額賠償して頂きます。
- 加入者は、C A Sカードを第三者に譲渡又は貸し出し等を禁止するものとします。

### 第16条（個人情報の取扱い）

当社は、契約の締結に際して個人情報を適切に収集し適切に取扱うものとします。尚、以下の利用目的以外に、加入者の個人情報を利用する必要が生じた場合は、事前の同意を得るものとします。

- 当社は、前項により得た個人情報を次の各号の範囲を超えて利用しないものとします。一 サービスの契約、工事の施工及び料金請求や収納業務の為に利用する場合。
- 当社が提供するサービスの加入促進や各種アンケート調査の実施の為に利用する場合。
- 加入者からの苦情・相談に対応業務の為に利用する場合。
- 当社が提供するサービスのアフターサービス、メンテナンス、定期点検を行う為に利用する場合。
- サービスの向上及び新規開発を行う為、個人情報や個人情報を範囲内で個人情報を業務委託先に預託する場合があります。その場合には、適切な取扱い及び保護を行うよう指示、監督を行うものとします。
- 当社は、次の各号に該当する場合は、かかる第三者に個人情報を提供しないものとします。一 個人情報の主体者本人から同意を得た場合。
- 人の生命、身体または財産の保護のために必要である場合。
- 公衆衛生の向上または災害の軽減その他の公益の増進のために必要である場合。
- 四 国の機関（会社及び特別機関）が法律その他の法令に基づき調査を行うに際して協力する場合。
- 五 裁判官の発する令状により強制処分として捜査、押収等を行う場合。
- 六 警察、税務署等の法律上の照会権限を有する者からの照会があった場合。
- 七 当社は、加入者からの個人情報の不正なアクセスや個人情報の漏洩、滅失、毀損等の防止に努めるものとします。
- 八 当社は、加入者の個人情報について開示等の請求があった場合は、本人もしくは正当な代理人によることが確認できた場合に限り、開示等を行うものとします。

### 第17条（反社会的勢力の排除）

加入者は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたって該当しないことを表明し、保証するものとします。

- 自ら又は自らの役員が、暴力団員、暴力団員等（以下「暴力団員」といいます）の組織に所属し、暴力団員等（以下「暴力団員等」といいます）と関係する者であること。
- 暴力団員等が経営に支配していると認められる関係を持つこと。
- 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を持つこと。
- 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用して認められる関係を持つこと。
- 暴力団員等に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を持つこと。
- 自ら役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されないべき関係を持つこと。
- 加入者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことと保証するものとします。一 暴力団員等に対する不当な要求行為
- 法的に責任を負うべき不当な要求行為
- 二 不当な要求行為
- 三 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- 四 その他前号に準ずる行為
- 五 加入者が前二項に違反した場合、当社は本契約を解除し又は催告等手続を要しながら直ちに契約を解除することができるものとします。
- 当社は、第3項の規定により利用契約を解除した場合、サービス利用者には損害が生ずるものと、その賠償責任を負わないものとします。

## 株式会社チャンネル・ユー インターネットサービス契約約款

### 第1条（約款の適用）

株式会社チャンネル・ユー（以下「当社」といいます）は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号、以下「事業法」といいます）の規定に従い、インターネットサービス契約約款（以下「約款」といいます）を定め、これに基づきインターネット接続サービスを提供します。

### 第2条（約款の変更）

当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

### 第3条（用語の定義）

この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他 電気通信設備を他人の通信の用に供すること
電気通信回線接続設備	交換の場所と受信の場所との間を接続する伝送設備及びこれらと一体として設置する交換設備並びにこれらへの付属設備
電気通信回線	電気通信事業者から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回線設備
インターネット接続サービス	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルによるデータの送受信を行うための電気通信回線設備を用いて行う電気通信サービス
契約	当社がインターネット接続サービスを提供を受けるための契約
加入者	当社と契約を締結している者
加入者回線	当社との契約に基づいて設置された電気通信回線

### 第4条（インターネット接続サービスの種類等）

契約は、料金表に規定する種類、品目等があります。

### 第5条（契約の単位）

契約は、料金表に規定する1回線ごとに1の契約を締結します。この場合、加入者は1の契約につき1人に限ります。

### 第6条（最低利用期間）

加入者は、前項の最低利用期間内に、契約の解除があった場合は、当社が定める期間までに、別表に定める解約料負担金を支払っていただきます。

### 第7条（加入者回線の終端）

当社は、加入者の指定した場所内の建物において、端末接続装置を設置し、これを加入者回線の終端とします。なお、端末接続装置が当社からの貸与品の場合は、解約時に当社へ返却するものとします。

- 当社は、前項の設備場所を定めるときは、加入者と協議します。
- 加入者は、第14条（加入者が行う契約の解除）に定める解除の方法、及び第15条（当社が行う契約の解除）に定める解除の方法、または第47条（反社会的勢力の排除）第3項に定める解除の場合、直ちに端末接続装置を当社に返却するものとします。なお、当社に返却が無い場合は、当社はその損害を賠償するものとします。

### 第8条（契約申込みの方法）

契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を、契約事務を行う当社事務所へ提出していただきます。

### 第9条（契約申込みの承諾）

加入者は、契約の申込みの承諾は、受け付けた順番に従って承諾します。ただし、当社は、当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することができます。

### 第10条（加入者回線の移転）

- 加入者は、前項の規定にかかわらず、インターネット接続サービスの取扱いの上余額のないときは、その承諾を延期することができます。
- 当社は、第1項の規定にかかわらず、次の場合には、契約の申込みを承諾しないものとします。一 加入者回線の移転先は、加入者回線の移転先が同一の建物内又は同一の建物内に移転するものであること。

### 第11条（加入者回線の移転）

加入者は、加入者回線の移転先が同一の建物内又は同一の建物内に移転する場合は、加入者回線の移転を請求できます。

### 第12条（その他の契約内容の変更）

当社は、加入者から請求があったときは、第8条（契約申込みの方法）第3項に規定する契約内容の変更を行います。

### 第13条（譲渡の禁止）

加入者は、契約を締結してインターネット接続サービスを受ける権利は、譲渡することができません。

### 第14条（加入者が行う契約の解除）

加入者は、契約を解除しようとするときは、あらかじめその旨を当社に当社所定の方法により通知していただきます。但し、撤去に伴い、加入者が所有若しくは占有

C A T V専用B - C A Sカード使用許諾契約約款（K B 0 0 0 8 H）

CATV 専用

お客様が使用するケーブルテレビ用のセフトトップボックス等（以下「C A T V用受信機器」といいます）には、デジタル放送を受信するためのI Cカード（C A T V専用B - C A Sカード）（以下「カード」といいます）が添付されています。このカードは、株式会社ユー・コネジショナルアクセスシステムズ（B - C A S会社）（以下「当社」といいます）が一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟（以下「J C T A」といいます）と契約し、J C T Aを総括してご加入のケーブルテレビ（以下「C A T V会社」といいます）に配布しているものとします。当社は、このカードを、この約款の契約（C A T V専用B - C A Sカード使用許諾契約約款）に基づいてお客様に貸与します。お客様がC A T V会社の用意する書面においてこの約款に同意すると、当社の前に契約が成立しますので、事前にこの約款を必ずお読みください。

### 第1条（カードの使用目的）

このカードは、C A T V用受信機器を制御する集積回路（I C）が内蔵されており、ご加入のC A T V会社がカードの使用を認めたC A T V用受信機器において、ご加入のC A T V会社が行う地上デジタルテレビジョン放送、B Sデジタル放送および1 0度C Sデジタル放送の再送信、ならびに著作権保護に対応した自主放送（以下「自主放送サービス」といいます）を受信する目的で使用されます。

### 第2条（カードの所有権と使用許諾）

- このカードの所有権は、当社に帰属します。
- この契約に基づき、お客様およびお客様と同一世帯の方々にカードを使用できます。

### 第3条（カードの管理）

お客様は、このカードをC A T V用受信機器に常時装着した状態で使用・保管し、カードが紛失、盗難、故障および破損するごとのないよう十分注意してください。

### 第4条（カードの故障交換等）

カードが傾倒しと思われる受信障害が発生した場合は、ご加入のC A T V会社にご連絡ください。C A T V会社はカードの故障による受信障害の場合はそのカードを交換いたします。次の各号のいずれかに該当する場合は、別表に定めるカード再発行費用を支払いたったうえで交換、それ以外の場合は無償での交換となります。

- カードの使用を開始してから、3年以上経過している場合。
- カードの故障が、お客様の不適切な取扱いに起因するものである場合。
- 当社に故意または重大な過失があった場合を除き、カードの故障により、第1条の放送サービスが受信できないことによる損害が生ずるも、当社はその責任を負いません。

### 第5条（カードの破損、紛失、盗難等および再発行）

カードの破損、紛失または盗難等により、お客様がカードを使用できなくなった場合、ご加入のC A T V会社にご連絡ください。C A T V会社は所定の手続きに基づいてカードの再発行を行います。この場合、お客様は、別表に定めるカード再発行費用を支払いたいただきます。

### 第6条（カードの交換依頼等）

カードの不具合やソフトウェア変更（バージョンアップ）等、当社の都合によりカード交換が必要となった場合、ご加入のC A T V会社を通じてお客様にカード交換をお願ひすることがあります。

### 第7条（不要になったカードの処置等）

ケーブルテレビの加入契約解除等によりカードが不要となった場合は、ご加入のC A T V会社へカードを返却してください。カードの返却があった場合、この契約は終了します。

### 第8条（禁止事項）

このカードは、第1条のカードの使用目的に反して、ご加入のC A T V会社がカードの使用を認めたC A T V用受信機器以外に受信機器に使用し、あるいはご加入のC A T V会社が行う放送サービスを受信以外の目的に使用することはできません。

### 第9条（カードの複製、改変、改造、変造等）

カードの複製、改変、改造、変造等は、またはカードの内部に記録されている情報の複製若しくは翻案等、カードの機能に影響を与え、またはカードに利用される知的財産権の侵害に繋がる恐れのある行為を行うことはできません。

### 第10条（カードの輸出）

カードを日本国外に輸出または持ち出すことはできません。

### 第11条（譲渡の禁止）

お客様が第8条に違反する行為を行い当社に損害を与えた場合は、お客様に対し損害の賠償を請求することがあります。

### 第12条（約款の変更）

この約款は変更することがあります。この約款の変更事項または新しい約款については、当社のホームページ（<http://www.b-cas.co.jp>）に掲載されます。

【別表】カード再発行費用  
第1条第1項および第5条に規定するカード再発行費用は、3,000円（消費税込み）以下でC A T V会社のご指定のところに記載してあります。

第2条のカード再発行費用は、ご加入のC A T V会社へお支払いいただきます。

